

東京都主任介護支援専門員研修大田区推薦基準

平成 29 年 6 月 9 日 29 福介発第 10653 号区長決定
一部改正平成 30 年 6 月 13 日 30 福介発第 10717 号部長決定
一部改正令和 2 年 7 月 15 日 2 福介発第 11490 号部長決定
一部改正令和 3 年 3 月 22 日 2 福介発第 14840 号部長決定
一部改正令和 4 年 5 月 9 日 4 福介発第 10589 号部長決定

1 目的

東京都主任介護支援専門員研修実施要綱（平成 18 年 8 月 22 日付け 18 福保高介第 373 号。以下「都実施要綱」という。）3（4）イの質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者を推薦するための基準について以下のとおり定める。

2 推薦基準

都実施要綱に定める対象要件を満たした上で、以下の要件に該当する者の中から、総合的な活動状況が推薦に値すると大田区（以下「区」という。）が認めた者を東京都（以下「都」という。）へ推薦する。

（1）必須要件

以下に定める要件の全てに該当している者。

ア 事業所の要件

（ア）過去の事業所の実地検査（都、区の実施指導等）の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること。

（イ）過去 2 年間に開催した区の事業者連絡会又は集団指導のうち、事業所として 3 回以上出席し、事業所内で共有していること。

イ 受講を希望する介護支援専門員の要件

（ア）国、都、区、地域包括支援センター、東京都国民健康保険団体連合会、社会福祉協議会及び特定非営利活動法人大田区介護支援専門員連絡会等の職能団体が開催する介護支援専門員の業務に関連のある研修等に過去 2 年間に 8 回以上参加した者。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令 420 号）で規定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき政府対策本部長が緊急事態宣言等を

発した影響に伴う取扱いは別紙のとおりとする。

(イ) 当該研修修了後、最低1年間は、引き続き区内で働く予定がある者。

(2) 選択要件

以下に定める要件の1つ以上に該当している者。

ア 地域包括支援センターが主催する地区の介護支援専門員連絡会において、研修の企画・運営等に携わった実績がある者。

イ 区、地域包括支援センター又は関係機関と連携し、虐待など困難事例等のケアマネジメントを担当した実績がある者。

ウ 地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に従事している者又は従事した実績がある者。

エ 区又は地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参画した実績がある者（事例提供者として参画した場合を除く）。

オ 区又は地域包括支援センターが実施するケアプラン点検の協力者として、ケアプラン点検を行った実績がある者（事例提供者は除く）。

カ 区、地域包括支援センター又は特定非営利活動法人大田区介護支援専門員連絡会主催の介護支援専門員向け研修の講師又はファシリテーターを行った実績がある者。

(3) 推奨要件

以下に定める要件に該当がある者は選択すること。

ア 区内での実務経験が2年以上ある者。

イ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会、日本介護支援専門員協会が開催する全国大会、東京都介護支援専門員研究協議会が開催する研究大会又は東京都社会福祉協議会が開催するアクティブ福祉において、ケアマネジメントに関する研究の演習発表等の経験がある者。

ウ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー。

エ 特定非営利活動法人大田区介護支援専門員連絡会からの推薦を得ている者、又は、特定非営利活動法人大田区介護支援専門員連絡会が行う地域貢献の事業に参加している者。

3 選考(審査)

(1) 申込み

研修受講希望者は、都が定める提出書類に加え、以下の区が定める書類を、提出期限までに提出するものとする。

ア 大田区主任介護支援専門員研修推薦依頼書兼実績確認書

イ その他必要な書類

(2) 審査

区は、研修受講希望者の推薦を公平に実施するため、研修受講希望者が提出した書類等をもとに、都実施要綱及びこの基準の規定に基づき審査する。審査の過程で疑義が生じた場合、研修受講希望者へ追加資料の提出及び照会を求めるものとする。

(3) 推薦の可否及び推薦順位の決定

区は審査の結果、都への推薦の可否及び推薦順位を決定する。

なお、区は推薦を行わない場合は、研修受講希望者に対してその結果を報告する。

4 研修修了後の協力

推薦を受けようとする者及び事業所は、区の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、名簿登録された場合は以下の協力を行うこととし、同意書（別記様式）を提出すること。

なお、区は、研修修了者の名簿を地域包括支援センター等に提供することができる。

(1) 区及び地域包括支援センターが行う事業に派遣依頼があった場合は積極的に協力すること。

(2) 区、地域包括支援センター等からの支援困難事例の受入れに積極的に取り組むこと。

(3) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導、助言などの役割を積極的に担うこと。

(4) 上記（1）から（3）を法人代表者と研修受講希望者は十分に協議し、研修修了後の取組について、同意書に具体的に記載すること。

(5) 勤務先の変更又は退職をした場合は、区の介護保険課まで、その旨を連絡すること。

5 情報の非開示

この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

6 その他

この基準に定めるもののほか、研修の推薦に関する事項、その他必要な事項については、別途福祉部介護サービス推進担当課長が定める。

付 則

1 この基準は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。ただし、2(1)イ(イ)の規定については、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 30 年 6 月 13 日福介発第 10717 号)

この基準は、決定の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (令和 2 年 7 月 15 日福介発第 11490 号)

この基準は、決定の日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

付 則 (令和 3 年 3 月 22 日 2 福介発第 14840 号)

この基準は、決定の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (令和 4 年 5 月 9 日 4 福介発第 10589 号)

この基準は、決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。